

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第39号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成22年10月27日 16時00分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市部埼南東沖 下関南東水道第1号灯浮標 部埼灯台から真方位120° 2,930m付近 (概位 北緯33° 56.8′ 東経131° 03.0′)	
事故等調査の経過	平成23年3月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第八幸徳丸 ^{こうとく} 、498トン	
船舶番号、船舶所有者等	134190、前田海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船首外板小凹損 灯浮標 胴板凹損、櫓支柱曲損、梯子曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、部埼南東沖を約10ノットの対地速力で南東進中、船長が、下関南東水道第1号灯浮標に気付いていたが、潮流に圧流されて同灯浮標に接近した際、船首死角に入った同灯浮標を見失い、平成22年10月27日16時00分ごろ、下関南東水道第1号灯浮標に衝突した。 本船は、航行に支障がなかったので航海を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 南東流約1～2ノット	
その他の事項	本船の喫水は、船首約1.1m、船尾約3.1mであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、部埼南東沖の下関南東水道を南東進中、船長が適切な見張りを行っていなかったことから、下関南東水道第1号灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、部埼南東沖の下関南東水道を南東進中、船長が適切な見張りを行っていなかったため、下関南東水道第1号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	